

令和 7 年度第 1 回奈良市行政不服審査会 会議の概要				
開催日時	令和 7 年 6 月 3 日（火）午前 9 時 3 0 分から午前 1 1 時 3 0 分まで			
開催場所	奈良市役所 北棟 4 階 第 4 0 2 会議室			
出席者	出席委員 3 人（欠席なし）・事務局 5 人・審理員 2 人・関係課 5 人		担当課	総務部法務ガバナンス課
開催形態	非公開	(非公開の理由)	奈良市行政不服審査法施行条例第 7 条	
		非公開の具体的な理由等		
		市が行った行政処分に対して提起された審査請求について、審査庁からの諮問に係る審議調査を行うものであるため。		
議 題	1 諮問事項に係る審議 (1) 諮問第 1 号（【令和 4 年度第 3 号・第 6 号・第 8 号請求（併合審理）】令和 4 年 7 月 7 日付け奈子支第 6 5 0 号で行った児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定による措置についての審査請求、令和 4 年 1 0 月 6 日付け奈子支第 1 3 0 8 号で行った児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定による措置解除処分についての審査請求及び令和 4 年 1 1 月 1 8 日付け奈子相第 1 1 7 6 号で行った児童養護施設等措置費自己負担金督促処分についての審査請求）			
決定又は 取りまとめ事項	1 諮問事項に係る審議 (1) 令和 7 年度諮問第 1 号 【令和 4 年度第 3 号、第 6 号、第 8 号請求（併合審理）】について、審査庁からの諮問について審議を行った。審査請求人の口頭意見陳述の要否について、必要と認めた上で、継続審議することとした。			
【議事の概要】				
1 諮問事項について				
(1) 令和 7 年度諮問第 1 号				
【令和 4 年度第 3 号・第 6 号・第 8 号請求（併合審理）】令和 4 年 7 月 7 日付け奈子支第 6 5 0 号で行った児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定による措置、令和 4 年 1 0 月 6 日付け奈子支第 1 3 0 8 号で行った児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定による措置解除処分、令和 4 年 1 1 月 1 8 日付け奈子相第 1 1 7 6 号で行った児童養護施設等措置費自己負担金督促処分についての審査請求、事案の審議を行った。次回の審査会において継続して審議することとした。なお、審査請求人の口頭意見陳述の要否について、必要と認めた上で、継続審議することとした。				